令和８年（フ）第２３１２号
名古屋市天白区山根町232番地　山根台第１住宅Ｂ棟35号
債務者　森　　新司
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３２９号
名古屋市熱田区四番２丁目９番24号　レジデンスダイヤ401号
債務者　中島　徹也
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３３９号
名古屋市名東区宝が丘299番地　クラウンヒルズ307号
債務者　齊藤　　淳
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３７６号
名古屋市中区平和１丁目10番10号　コスモパレスピースワン502号
債務者　福山　慶路
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３７９号
愛知県春日井市町田町２丁目65番地　ファイン町田201号
債務者　石本　　力
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４１４号
名古屋市西区大野木４丁目68番地　ションテ・ファオン・パホリエ１Ｍ号
債務者　井上　道雄
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２５１４号
愛知県知多郡東浦町大字藤江字荒子１番地の１　レインボー東浦藤江101号
債務者　折田　妙子
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２６０９号
愛知県半田市南本町１丁目６番地の１　ライオンズ半田ブライトマークス1406号
債務者　沢田美智代
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２６３８号
名古屋市緑区姥子山１丁目1005番地　アンソレイユ105号
債務者　槙田　洋子
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２６４１号
名古屋市南区西又兵ヱ町４丁目９番地　第二大生荘２棟208号、従前の住所名古屋市港区正保町３丁目１番地　正保荘Ｔ－２棟103号
債務者　横山　清美
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２７２６号
愛知県海部郡大治町大字鎌須賀字山廻73番地パイン・ウォール101号、従前の住所名古屋市中村区亀島２丁目20番26号　グランレーヴ名駅102号
債務者　小西　綾香
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３３号
熊本県人吉市西間下町788－５田上住宅　羽月豊方、住民票上の住所熊本県球磨郡錦町大字木上北420番地５　町営白坂団地３－４
債務者　久保田正文
１　決定年月日時　令和８年10月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
５　免責審尋期日　令和８年12月11日午前11時
熊本地方裁判所人吉支部

令和８年（フ）第７６６５号
東京都板橋区東新町１丁目22－８－105
債務者　根本帆乃花（旧姓一杉）
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
５　免責審尋期日　令和８年12月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７０１号
東京都新宿区上落合１丁目８－７－202
債務者　新貝　　浩
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
５　免責審尋期日　令和８年12月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７０２号
東京都足立区西新井１丁目１－３－506
債務者　二宮　紀枝
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
５　免責審尋期日　令和８年12月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７０６号
東京都葛飾区新宿６丁目５－４－807
債務者　小谷　孝子
１　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
５　免責審尋期日　令和８年12月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部